

第2編

第2部 主な法案の審議状況(成立した主な法律)

第118回特別国会：平成2年2月27日～平成2年6月26日

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
21	平成 2. 5. 7	平成 3. 4. 1	農業者年金基金 法の一部を改正 する法律	<p>① 給付体系の変更</p> <p>○現行のように、60歳時での経営移譲を画一的に誘導するのではなく、個々の農業者の選択により65歳時までの間で適期の経営移譲を促進することとする。</p> <p>このため、65歳までに経営移譲を行った者には終身同一水準の経営移譲年金を支給し、年金額はどの支給開始年齢を選択しても均衡のとれたものとする。</p> <p>○経営移譲を行わなかった者については、65歳から終身同一水準の農業者老齢年金を支給する。</p> <p>② 年金財政基盤の長期安定化のための措置</p> <p>○保険料については、農家の負担能力等を勘案して、その急激な負担増大を緩和しつつ一定額まで段階的に引き上げることとする。</p>

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
31	2. 6.15	2. 6.15	国民健康保険法の一部を改正する法律	<p>○既に受給権を得ている者については、その年金額を維持しつつ改正後の年金額との均衡を図るために必要な措置を講ずる。</p> <p>③ 分割移譲方式の創設</p> <p>○農地を分割して相当部分の農地を農業者年金の加入者に処分し、サラリーマン後継者にその他の農地を処分する経営移譲方式(分割移譲)を新たに創設する。</p> <p>④ その他</p> <p>○若い農業の担い手を確保するため、特定保険料の適用範囲を拡大し、35歳未満のすべての被保険者について3割引の保険料を適用する。</p> <p>○農業生産法人構成員期間、特定被用者年金期間、特定配偶者期間を年金受給に必要な資格期間として算入する。</p> <p>国民健康保険制度の運営の安定化を図るため、国及び地方公共団体が協力して財政援助を行う仕組みを確立するとともに、国庫助成の拡充等その他所要の改正を行うもの。</p>

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
33	2. 6.19	2. 8.25	麻薬取締法等の一部を改正する法律	<p>具体的には、</p> <p>① 保険基盤安定制度の確立 低所得層に関する保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度を確立・恒久化する。</p> <p>② 国庫助成の拡充と財成調整機能の強化 国庫助成を拡充し、財政調整交付金に重点的に配分する。等である。</p> <p>① 麻薬取締法の改正 向精神薬の乱用を未然に防止するとともに、向精神薬条約を批准することを目的として、法律名を「麻薬及び向精神薬取締法」に改め、向精神薬について以下の規制措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造製剤・輸出入・卸売・小売業者の免許制及び試験研究施設設置者の登録制を創設。 ○製造・輸出入等に関する記録を義務づけ。 ○一般向け広告を禁止。 ○特定の向精神薬について、輸出入ごとの許可制度又は

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
34	2. 6.19	2. 6.19	戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律	<p>届出制度を創設。</p> <p>○罰則規定を整備。</p> <p>② 覚せい剤取締法、大麻取締法の改正</p> <p>○一般向け広告の禁止、記録義務、罰則等の規定を整備。</p> <p>障害年金、遺族年金等の額を引き上げる。</p> <p>(例)</p> <p>障害年金(公務傷病、第1項症、年額)</p> <p>4,704,000円 2年3月分まで</p> <p>↓</p> <p>4,844,000円 現行</p> <p>遺族年金及び遺族給与金(公務死に係る先順位額、年額)</p> <p>1,596,300円 2年3月分まで</p> <p>↓</p> <p>1,645,400円 現行</p>
56	2. 6.29	2. 6.29	優生保護法の一部を改正する法律	<p>受胎調節の効果的な普及を推進するため、受胎調節実地指導員が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期限について、現在、平成2年7月31日までとされているものを5年間延長し、平成7年7月31日までとするもの。</p>

法律番号	公布年月日	施行年月日	法律名	内容
58	2. 6. 29	2. 8. 1 3. 1. 1 3. 4. 1 5. 4. 1	老人福祉法等の一部を改正する法律 ※改正した法律 ①老人福祉法 ②身体障害者福祉法 ③精神薄弱者福祉法 ④児童福祉法 ⑤母子及び寡婦福祉法 ⑥社会福祉事業法 ⑦老人保健法 ⑧社会福祉・医療事業団法	21世紀の本格的な高齢社会の到来を目前に控え、高齢者や障害者などの保健福祉の推進等が図られるよう、住民に最も身近な市町村で在宅福祉サービスと施設福祉サービスが、きめ細かく一元的かつ計画的に提供される体制づくりを進めるなど福祉関係8法律の改正を行った。 ① 在宅福祉サービスの福祉各法における位置付けの明確化及びその支援体制の強化。 ② 在宅福祉サービス及び施設福祉サービスの市町村への一元化。 ③ 市町村及び都道府県の老人保健福祉計画の策定。 ④ 障害者関係施設の範囲の拡大等。
70	2. 6. 29	3. 4. 1	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律	食鳥処理の事業について、衛生上の見地から必要な規制を行うとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉等に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。 ① 食鳥処理事業を営もうとす

法律番号	公布年月日	施行年月日	法 律 名	内 容
				<p>る場合には、厚生省令で定める食鳥処理場の構造設備基準の要件に適合しなければ営業を許可されない。また、許可後は、厚生省令で定める衛生管理基準を遵守しなければならない。</p> <p>② 獣畜と同様、都道府県等の食鳥検査員（獣医師）による疾病検査を受けた後でなければ、原則として食品として流通させてはならない。ただし、処理羽数が年間30万羽以下の小規模食鳥処理業者については、食鳥処理衛生管理者に異常の有無を確認させることで足りることとし、食鳥検査員が当該確認の事務について巡回指導する。</p>